

新潟県条例第34号

建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例

建築士法の特例等に関する条例（昭和59年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
1 法第4条第3項又は第5項の規定により2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者	2級建築士又は木造建築士の免許手数料	1件につき <u>24,400円</u>	1 法第4条第2項又は第3項の規定により2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者	2級建築士又は木造建築士の免許手数料	1件につき <u>19,300円</u>
(略)			(略)		
3 法第13条の規定による2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	2級建築士試験又は木造建築士試験手数料	1件につき <u>18,500円</u>	3 法第13条の規定による2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者	2級建築士試験又は木造建築士試験手数料	1件につき <u>17,900円</u>
(略)			(略)		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第3項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であって、この条例の施行の日前に同法第13条の規定による2級建築士試験に合格したもの（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第115号）第100条の規定により2級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対する改正後の建築士法の特例等に関する条例別表1の項の規定の適用については、同項中「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。